

比較法学と穂積陳重

——その出発点をめぐって——

穂積 重 行

一、

穂積重行でございます。只今黒木先生から過分なご紹介をいただきまして、反論したいことはたくさんあるのですが、反論いたしようないことは、私が陳重の孫であるということでございます。もっともこれは私の責任ではございません(笑)。

陳重がなくなりましたのは大正十五年でありますから、昭和の年の数だけ正確に時が経っているということになります。今日「出発点」という言葉を使わせていただきました。その意味は後にゆずりまして、年代的に申しますと明治十年代。大学の歴史でいえば、東京大学は明治十年に開成学校から東京大学と

なり、十九年に帝国大学令によって帝国大学となる。その間今日の代表的な私立大学のいくつかが発足する。早稲田大学、東京専門学校創立もちょうどその時期です。つまり日本における高等教育または大学教育が、どうやら体をなしてきた時期、したがってそこにおける法律学の研究・教育もまた或る体をなそうとしている時期のことです。

その意味でこの時期が近代日本における法律学の出発点であると思いますが、そこでの担い手の一人として穂積陳重が存在するわけです。その陳重の法学研究者としての出発点において、「比較法学」というものがかなりの意味をもっていたと考えられるのでありますが、その場合における「比較法学」がど

ういうものであったのか、あるいは陳重はどういう問題意識でこれに手をつけたのだろうかということに、或る程度触れることができたならばというのが、今日の私の見通しなのであります。

お手もとに資料をさしあげておきましたが、実はこれは二十年前も前に法学協会雑誌にのった「穂積陳重とドイツ法」という論文に資料としてつけたものであります。それを利用していただきますので、今日の話の前半の部分はこれとダブルこととなります。その点はごかんべんいただきたく存じます。

なにしろ明治十年代と申しますと、百年から百十年前、現在日本で一番長寿の方々の生まれた頃にあたる古い話でございます。その証拠には、穂積陳重という名前が、十年程前にある大学の入学試験の問題に出たことがあります。「人間入学試験の問題に出るようになってはおしまいだ」。(笑)と笑ったのでございますが、つまり、「明治憲法の制定に直接関係のある者を択べ」というようなことで、伊藤博文以下ずらっとならんでおりまして、その中に穂積陳重があり、それに○をつけたら間違いない(笑)。

さて資料の1は明治十五年までの彼の略歴であります。四国の宇和島、伊達藩十萬石の中級侍の次男坊という、比較的自由な、また将来の見通しの立てにくい、つまり「鳥のごとく自由

な」立場にあったといえましょう。こうした立場も一つの理由になったのかもしれませんが、藩の貢進生にえらばれて上京し、大学南校・開成学校で学んで九年から十四年までイギリス・ドイツに留学、帰国してすぐ法学部に勤め、翌年二十七日で法学部長となる。「いかにも明治」といえましょう。

さきほど申しました通りに、この時期は東京大学がだんだんとユニバーシティとしての体裁を整えていく時期であります。その間の過程を表面的な文字面だけたどりましても、ちょっとおもしろいと思います。

資料2をごらん下さい。「開成学校ニ於テ既ニ実行シ来レル法学課程ヲ以テ本部ノ学科課程トシ、更ニ改革ヲ加フルコトナシ。但シ、……本邦古代法ヲ加フ。是レ近キヲ先ニシテ本ヲ始メシムルノ意ニ出ルナリ」(法理文学部学科課程前文「明治十年」)。ナショナルリスティックな発想と言ってよろしいでしょう。しかし、こういった発想はたちまち行きづまり、総論としてはともかくも各論、具体的な「学科課程」ということとなりますと、同じ年でありながらその矛盾がたちまち暴露いたします。「本部(法学部)ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ、傍ラ支那、英吉利、法蘭西等ノ法律大綱ヲ授クル事トス。但シ本邦ノ法律未ダ完備セザルヲ以テ、現今専ラ英吉利法律及法蘭西法律ノ要領ヲ学修セシム」(法学部学科課程前文「明治十年」)。誠に正

直な「但書」であります。

ご承知の通りに、発足時の東京大学におきましてはイギリス・アメリカからの「お雇外人教師」を主力としてイギリス法を中心とし、司法省系の明法寮という司法官養成所のような学校ではフランス法が中心になっています。こういう形が先々のいろいろな問題を含みながら、いわゆる「法典論争」の問題につながっていくのだらうと思います。

二年後の明治十二年にこの「但書」がとれます。しかしこの二年間に、「本邦ノ法律未ダ完備セザル」状況が大きく変わったとはとうてい考えられませんので、これは「あまりに体裁が悪いから」という程度に考えてよろしいかと思えます。あるいは、条約改正の動きの中における配慮といったことがあるかもしれません。十三年になりますと本文の中で「支那」がとれます。そして十六年に「独乙」がはいります。こうして明治十六年に「英法・仏法・独法」という日本法学教育の基礎設計ができあがったと言つてよろしいかと思えます。この十四年から十六年という時期が、陳重が新任教師としての仕事を始めた時期であります。このドイツ法との関係は少し細かく見ますと十四年にさかのぼることができようかと思えます。

資料4をごらん下さい。一年の課程に「法学通論（エンサイクロペディア・オフ・ロウ）」（総理加藤弘之の「伺書」ということが

比較法学と穂積陳重（穂積）

出てまいります。これについて資料5、「東京大学第二年報（明治十五年）」に、陳重自身の筆で「いままでは一年次においては一般教養的なことばかりやっていて、あまり能率が上らなかったけれども、この法学通論によって専門課程に関係のあるものをやることができるようになり、大変具合がよくなった」という意味のことを書いています。

問題は資料4の後段でありまして、「且方今ハ、欧州大陸ノ諸法律学校ニ於テモ、己ニ法学通論ヲ最初ニ教導スルモノ許多ニ至ルノ状勢ニ有」るからこれをいれたい、というのであります。この「欧州大陸ノ」という言い方が気になるのであります。この中にはイギリスの法学教育に対するある批判がこめられているのではないか。「イギリスはともかくもヨーロッパ大陸においては」ということであります。それが陳重自身の筆によりますと、「独逸諸大学ノ制ニ倣ヒ」（資料5）とはつきり言いきっておりますので、この「欧州大陸」というのは特にドイツを問題にしているのだと思えます。なお、「哲学ヲ専修スベキ学生ト雖モ、法学通論ヲ攻修致置候ヘバ」（資料4）、にも注意をしておいていただきたい。これについては後に触れます。またこの総理加藤弘之の伺書の日付が、明治十四年の八月六日となっています。当時は九月十一日に新学年が始まる。そして「尤右ハ次学年ヨリ施行致度間、至急御裁可相成度候也」。

つまり、土壇場で追加要求した形跡があるわけでありす。この点も後にまた触れます。

とにかくこの出発点における「法学通論」、これを陳重がイギリス法・法理学とともに担当していますが、この「法理学」という言葉も陳重がえらんだものだということが、彼の「法窓夜話」にあります。「Rechtsphilosophie」を訳して法律哲学と言おうかとも思ったが、哲学というと世間には往々形而上学に限られているように思っている者もあるからこれを避けて法理学とした」という趣旨でありまして、ここで、独逸語をわざわざ引いていることも気になるのでありますが、彼が「哲学」という言葉をことさらに避けたということは後に申すところでありす。

いずれにせよ彼は、ドイツの法学教育に強い関心を持っていた。半面イギリスの法学教育に対してある種の批判を持っていた。とするならば、その評価と批判はどの点に向けられたのだろうかにいう点が問題になります。

ここで細かいことになりましたけれども、参考になろうかと思ひますので取り上げますのは、資料6、「法学部別課設立ノ建議（明治十六年五月）」であります。これは大変な長文かつ名文であります。前段を簡単に申しますと、「謹ンデ思フニ、法律ノ社会ニオケルソノ関係実ニ緊切ナリトス。ユエニ法律ノ進度

ハ社会ノ進度ト常ニ相適応セザルベカラズ」。この「法律の進度と社会の進度の適応」という言葉には、注意を要します。

「シカモ、法律ノ学タルスナワチ社会学ノ一派ナルヲ以テ」、この場合の「社会学」は、かなり漠然とした、具体的にはたとえばスペンサーあたりの極めて総合的な視点を考えてよろしいかと思ひますし、机上の学問にとどまらないという意味あいも読みとれるかと思ひます。とにかく、法律学は社会学の一派である、だから、高度な学問を必要とすると同時に多数の法律学徒を養成して法律技術を錬磨しなければならぬ。ところが現在東京大学法学部においては、「高尚な学科」を設けて数名の法学士を養成しているが、これではとても足りない。たとえば明治十年から十五年までの法学士の数はわずか三十八人にすぎない。他方、我が国の現状は、「代言人ノ地位未ダコレヲ高ムルコトアタワズ。司法ノ独立未ダコレヲ見ルコトアタワズ。治外法権未ダ廃止スルコトアタワズ」、こういう状況である。だから法律実務家の養成はまさに急務となったということを力説しております。この「代言人の地位向上・司法権の独立・治外法権の撤廃」の三つはこの時期の陳重が事あるごとに、たとえば卒業式におけるその式辞等の中でも、繰り返し述べていることであり、彼のこの時期の問題意識を知るにたると思ひます。とにかくそういうわけだから、法学部の学生を増すことも一

案だけれども実際はなかなかそうはいかない。たとえば、十二年に入学した学生は十九人だけれども、だんだん減つて四年になつたときには八人しか残らなかつた。だから単に学生の定員を増加するだけでは効果は少ない。別に実務家養成の別課を設けるべきだ、現に医学部にはそれがある。という主張でありまふ。そしてそれに続きますのが以下の大議論であります。大變な名文ですので読みます。「徒ニ学科ノ高尚ノミニ注意シ便宜ノ点ヲ束閣(棚上げ)シテ、社会ノ需要ニ供スル能ハザルトキハ、街巷村落私学盛ニ起リ、終ニ法学部ヲシテ彼ノ英国法学部ノ覆轍ヲ踏マシメルニ至ランモ亦將タ知ルベカラザルナリ。蓋シ往昔英國諸大学ニテハ法学部ノ法理タルヤ専ラ高尚ノ学科ノミヲ教授シ敢テ便宜ノ学科ヲ講習セシメザルヲ以テ、社会ノ需要ニ供スルニイタルノ学者ヲ養成スル能ハザリキ。於是乎学者相奮テ一私学ヲ起シ、大イニ法律学ノ皇張ヲ謀リ高尚ノ学科ト便宜ノ学科ト両ナガラコレヲ講究シ、数多ノ学者ヲ養成シテ社会ノ需要ニ供センコトヲ勤メタリ。爾來該学益盛大ニシテ、英皇ノ特許ヲ得テ法学院ト称シ、代言免許試験等ノ如キモ皆此院ニ於テ統理ス。遂ニ今日ニ至リイヨイヨ其盛大ヲ極ム。同国諸大学法学部ハ、之ニ反シテ其範圍甚ダ狹隘ニシテ学生モ亦甚ダ僅小ナリ。是其法律ニ志スモノハ概ネ皆ナ法学院ニ入り、法学部ニ入ル者甚ダ少キヲ以テノミ。」

比較法学と穂積陳重(穂積)

要するに、アカデミックな研究ばかりやつて実務教育をしなかつたために法学院(インズ・オヴ・コート)にお株を取られてしまつた。それがイギリスの大学の法学教育の欠陥であるというわけです。

この建議は七名の教授の連名でありまして、陳重の名前はその二番目にあるのですけれど、ちょっと注意してみますとこの七名はイロハ順であり、穂積はその二番目にあたります。また加藤綜理がこれを文部大臣に上申いたしました際に、「先般穂積陳重他六名ヨリ建議イタシ候」云々、という前書きをつけており、学部長としても、彼が指導的立場に立つたであらうことは容易に想像できるのでありますけれども、それ以外にここに書いてあるこの文章の内容、表現も陳重の考えをよく表していると思うのです。ここで言っておりますのは要するに、「高尚ノ学科」と「便宜ノ学科」の兩立、専門的研究と官僚・実務家としての法曹の養成の兩立のための法学教育の体制にあるので、イギリス法の内容・性格に直接結びつくものではない。建議はさらに続きまして、イギリスでは法学院があるが、日本にはそういう機関がないから大学が専らこれにあたらねばならない。しかも諸私学は概ね「資本乏シク規模小ニシテ、到底天下ノ望ヲ充タスニ足ラズ」という状況だから東京大学が進んで実務家の養成に努力しなければならない。これは当然私学の反対を受

けるであらうけれども、「コレタダ一時ノキライノミ。決シテ永遠ノ害トハ言ウベカラズ。モシ其議論ヲ惹起セシコトヲハバカリ永遠ノ利益ヲ顧ミザルトキハ、即チ弊ヲ千載ニ残スナリ。」このように大見えを切つて文章を結んでいるのです。大見えはともかくとして、官僚養成機関としての東京大学法学部の性格は、この時期において「別課」という便宜的経過的な形を採りながらもはっきりと自覚されているといつてよい。しかも、そういうこととの当面の目的が、「代言人の地位向上、司法権の独立、治外法権の撤廃」という国民的な、そして内容的には市民的といひ得るような問題と連なつて発想されているということ、それからここでは略しますけれども法曹の一元的養成の必要が語られているということにも、注意したいと思います。

こう考へて行きますと、第一の留意点として、建議の前半で触れました「法律の進度と社会の進度の適応」、という点が思ひあたるわけでありまして、はるか後年、「法律進化論」として結晶していく法思想の特徴がすでに現われているといつてよろしいのではないかと思います。またさきほど触れました、「法律ノ学タル社会学ノ一派タルヲ以テ」、というかなり思ひきつた表現は、これも彼の法思想の根本をなすもので、終生変わつておりません。

従つて、私はこの文章を陳重自身が執筆した、少なくとも主

要部分は彼自身が執筆したものであらう、単に法学部長として名を連ねただけではないと考へているわけです。そう見てまいりますとさらに、「法学通論」をおきたい、「然ルトキハ単ニ法学部学生ノ為メ裨益有之ノミナラズ、又政治学ヲ専習スベキ学生ハ無論(当時は「政治学」は文学部に属していた、哲学ヲ専習スベキ学生ト雖モ、法学通論ヲ攻修致置候ヘバ、単ニ学識ヲ富マシムル而已ナラズ、其本科ノ講究ノ為ニモ裨益甚ダ少ナカラザルモノト存候」と語っており、しかもこの点がかなりの強調点になっている。これまた「法律の進度と社会の進度の適応」について、むしろ「社会の進度の中において法律の進度を保障しよう」という彼の意識と連なるものと考へてよろしかろうと思います。

第二の留意点は、さきほど触れました「独逸国諸大学ノ制ニ倣ヒ」という点です。これは文字通り「制にならひ」ということにつぎると思います。つまりその教育制度としての合理性の評価でありまして、この段階において彼は必ずしもドイツ法学そのものの全面的導入、原理的な承認を主張しているものではないと言つてよろしいでしょう。

第三は、「別課」の建議におきまして、私学を「街巷村落」的存在と位置付けていることであります。極めて露骨な表現でありまして、ここに官学優位の考へ方がにじみ出ていることは

いうまでもありませんけれど、冷たく見るならば当時の現実であるといってもよろしいでしょう。

そういう優越感に立つ官学における官僚養成について、陳重がその責任の重要な一端をになっていることはいうまでもありません。ただ彼においては官学・私学の差別感よりも、むしろ「法曹実務家の養成が急務である」という意識が優先していたと考えてよいのではないのでしょうか。そこで簡単に「別課」のその後についてふれますと、せっかく作った別課もわずか二年後、「松方デフレ」の中で十八年につぶれてしまいます。すでに設立にあたって文部省から「別課を作るのはよいけれども予算は出さないから学内でまかなえ」ということで許可された。これが結局財政的に行き詰まってしまい、十八年の四月に「別課廃止」の願いが加藤綜理から文部省に出される。ところがこれと並行して、陳重は英吉利法学校の創立に積極的に参画していく。すなわち後の法学院、現在の中央大学の前身であります。さきほど司会の黒木教授に触れていただいた事ですが、東京専門学校にお手つだいいたすのもこの時期から始まるということになりました。英吉利法学校の設立発起人十八人、そのうち大学教授は二人、あとは弁護士とか役人です。その二人というのは、陳重と彼の直系であります土方寧助教授。従って極端に言えば、この問題について学内で孤立した穂積が土方を引

張ったと言っても解釈がつくかと思いますが、いずれにせよこの時期における陳重の役割を察することができましょう。つまり彼は、東京大学において挫折しようとする実務家養成の実現の場を私学に求め、そのためにはあえて「街巷村落」を念としなかった。その場合、私学の現状が「天下ノ望ヲ充タスニ足ラズ」という認識を持っていたとしても、むしろそれ故にこそ積極的にその場で努力しようとした、というように申しまして、必ずしも身びいきではないと思います。

以上が、法学教育という場において、この時期に陳重がなをしたかということであります。

ただここに単純な疑問があります。略歴をもう一度見ていただきたいと思えます。彼がドイツから帰ってきたのは十四年六月十六日。そして約一ヶ月後の七月二十八日付で東京大学法学部勤務、八月三十一日付で法学部講師ということになっております。ところがさきほど申しました「法学通論」を追加したいという要求、これに陳重の意志が入っていたことは確実と思いますが、この「伺書」の日付が八月六日でございますので、陳重は法学部勤務の辞令を貰ってから十日そこその間にこれだけの仕事をやってのけたことになる。絶対に不可能ということではないにしても、極めて不自然なことで、いかにこの時期に出来たての大学で小まわりがきいたと仮にいたしました

も、それなりに難しさはあったはずですが。ただ彼が帰朝する前に相当の準備がなされていたとするならば、この問題は解消します。その場合の参考になろうかと思いますが「加藤より穂積への書簡」資料7です。これは総理加藤弘之から陳重に送られた手紙で、公文書といつてよろしい。要するに、「お前を法学部に使うから早く帰って来い」ということです。ここに「入江陳重」とありますが、陳重は貢進生として上京する前に同藩の入江家に養子に入っており、帰朝後、穂積姓に戻ります。

ここで気になりますのは、書き出しのところで「愈御健適御在学漸々御進歩之由拜喜之至ニ候、然レバ……」この部分はきまり文句と言えばそれまでですが、前もって加藤と陳重の間に何回かの連絡があった、しかもかなり内容的な事柄についても連絡がありえたのではないか。ということをお知らせするものです。また陳重は、この手紙を受け取りました数日後の三月二十九日にベルリンを出発しております。待ち構えていたといわんばかりで、あるいはこれに先立ち、加藤から同趣旨の私信がとどいていた可能性も少なくない。当時大体アメリカ回り片道船で四十日以上かかり、陳重は帰路インド洋回りで七十日程かかっておりますから、二月十五日発の手紙を受け取って六月半ばに帰ってくるというのはぎりぎりのことです。それも八月に帰って来いというのを、二ヶ月も早く六月に飛んで帰ってくる

いうのですから、何かそこに大変な意気込みを感じ、単なるホームシックではないだろうと考えます。

と申しますのは、加藤弘之こそこの時代の東京大学、というよりも広い意味での文科系の世界において、ドイツというものに理解を持っていた唯一の人物というに近いということであります。さきほど申しましたように法学部教師の大部分はイギリス・アメリカ人であり、主流は圧倒的に英法でありますから、その中でドイツ法への途を切り開こうという気分は当然出てこなかった。それを切り開いたとしたらこれは加藤であると私は思います。

そして加藤と陳重を結ぶもう一つのきずなが進化論、具体的にはダーウィニズムです。これはご承知の事ですけれど、加藤は明治ひと桁の時代において、天賦人權論の主張者として勇名を馳せていました。『真政大意』（明治三年）、『国体新論』（七年）というように。東京大学の初代総理になりますのが明治十年。ところがちょうど陳重が帰朝した直後の十四年の十一月にこの二つの著書を絶版広告し、翌十五年に新しく『人権新説』を著しまして進化論の立場から逆に天賦人權論に批判、それもきわめてきびしい批判を加える。このいわゆる「加藤弘之の転向」がこの間にあります。事実それは政治的には「ラディカリズム」から「グラデュアリズム」への路線変更であり、当然な

が「十四年政変」を中心とする大状況の中に位置づけられませんが、それはさておき、同じ十四年十一月二十八日の東京日日新聞に、この「絶版広告」と陳重の「改姓広告」とが、同じページの上下に載っております。もちろん全くの偶然であります。が、私にとっては大発見でありました。

こういった加藤の「転向」は、明治十二年から十三年の間に進んでいったといわれています。そしてちょうどこの時期に陳重はイギリスにおいてスベンサー・ダーウィンの影響を強く受けながら法学に対する基本的な立場を固めていきました。こういったことについて、陳重と加藤との間での手紙の中に、なにか触れるところがあったであろうことは十分に考えられます。もっとも後に申します通りに、進化論に対する加藤と陳重のアプローチには微妙な、しかし基本的な違いがあったと思います。すけれど、これは後から顧みてのこと、さしあたっては両者の共通点は両者の差異をはるかに上回るものであった。それはいうまでもなく科学的実証的な考え方でありまして、陳重が「法哲学」という言葉をことさらに避けて、「法理学」という言葉を採んだこともこれと相照応するものであります。ですから、加藤が陳重の考え方を受け入れる素地が十三年から十四年の間に十分に熟し、陳重はそれを知っていたと思われる。しかも当時教授会等というものがありませんで、重要な人事さえ

も総理の「具状」により国が任用するという仕組みであります。とにかく当時における総理の専決権は大変大きかった。したがって、陳重が自分の考えを実現する期待を十分に持って帰ってきたとしても無理ではありません。

二、

どうも比較法学とは関係のない外形的なことを申して参りました。問題はこれから先でありまして、このような法学教育を中心とする外面のことを促す、彼の内面の学問的な関心はどういうものとして育っていったのかということです。ここにおいても彼にとって、留学が非常に大きな意味を持ったと思わざるをえません。資料8「泰西讒謗律の解」〔講学余談〕所収―明治九年一月、これは彼がこの年六月に留学に出発しておりますからその直前であります。そして9は「法理沿革史―法理学の起源」〔明法志林〕所収―明治十四年九月。十四年の六月に帰朝していますから帰朝直後のことです。8は事実上陳重のいわば処女論文で、9は帰朝後の第一作ということになります。もっとも「泰西讒謗律の解」というのは、論文というよりも開成学校における学生達の中での有志発表会で彼が話したのが活字になったものであります。その書き出しの部分と「法理沿革史」の書き出しの部分、これが8と9でありまして、御覧になれば一

目瞭然、8は天賦人權論の敷き写しであり、9は実証主義的な立場の宣言であります。「物ありて而後理あり理ありて而後学あり」。自然科学的認識でありましょうが、それをうけて「法理の学に於ても亦然り」というわけであります。こうして8と9は全く違った発想、おおげさにいえばイデオロギー的に全く異なる、あるいは対立する二つの書き出しです。その間に彼の留学期間というものがスポッと入ってくる。そういうことをもう少し明らかにしたいというのがこれからのお話の中心になります。

彼はイギリスでずっと勉強しまして相当の成果をあげるのです。ありますけれど、三年経ちあと二年という時期になりました、ドイツに移りたいと考え、文部大輔（次官）田中不二麿あてに「願書」を送ります。そのちょうど一年前の十一年五月に大久保利通が暗殺されて政界は大動揺におちいりますが、この間西郷隆盛との関係で弟の従道の処遇が問題になり、一時文部卿になります。やがて参議にうつり、この時期しばらく空席となっています。そうした事情で大輔あてになっているものかと思われます。時代的背景といった意味で一言しておきます。

さて、「ドイツ転学の願書」（十二年五月一日）は五つの理由をあげています。その第一は、ドイツに移りたい。けれども本来の使命であるイギリス法の勉強をやめるわけではない。これを

いよいよ研究するためにはドイツに移ることに意味がある。なぜならば「独乙国ハ最モ比較法理ニ精シキヲ以テ」というわけで、ここで初めて「比較法理」という言葉が出てきます。ただしこの理由は消極的なものです。第二は、外国の法律を学ぶためには比較法的に考察することが大切である。ところが、「英人ノ習トシテ自負矯慢、他国ヲ賤視スルノ風アルヲ以テ、欧州諸国中比較法理ノ教法最モ劣レリ。」相当嫌な想いもした若き留学生の体温を感じさせます。「独乙国諸大学ニハ必ず英仏法ノ科アレドモ、英国諸大学中ニ一ツトシテ他国ノ法ヲ教ユル科ナク、書籍ニ至リテモ僅カ」である。さらにドイツ・フランスにおいては外国法の研究が盛んなだけでなく、特に「独乙国ハ日耳曼連邦各法ヲ異ニスルヲ以テ、比較法理ヲ学ブニハ当時独乙国ニ及ブノ地アルコトナシ。」ちょうどビスマルクによるドイツ帝国統一直後、ドイツ民法典の第一草案がまだ準備中という時期であります。このことは、田舎侍の次男坊として封建割拠の体制の中で育ち、統一国家日本への手探りの状態を生きてきている若き陳重にとっては、強い実感として受け取られたと思います。イギリスにおいてはピンとこなかったものがドイツにおいてはピンときたということもあろうかというわけです。そして第三はいわば技術的な面でのドイツ大学における法学教育の合理性を、わざわざ統計まで持ち出して、一生懸命説

得しようとしていることです。そしてその最後の所、「且ツ日耳曼ノ風トシテ實際理論一致シテ、教師多クハ判官、議員、司法吏等タルヲ以テ、」大變実益がある。こういうこと、「實際理論一致シテ」、つまり「高尚の学」と「便宜の学」とが一致していることを彼は感じているようであります。

以上がさしあたつての理由であります、彼はこれに付け加えてさらに堂々たる大議論を展開します。第四はいわば学問論・方法論です。「物理化学ノ類ニ至リテハ、何地ニアリテ之ヲ学ブモ、同ジク天為一定ノ法ヲ学ブガ故ニ、」どこで学んでも同じだけれども、「法律ノ学ハ異ナリ、其学ブ処ノ者ハ尽ク人為ニ係ルヲ以テ、千態万状国毎ニ制ヲ異ニス。」イギリス法だつて現地へ行つてみたらわかるのだけれども、日本に居る時には何もわからなかった。ドイツの状況に關心を持った以上はそこに行つて勉強しなければだめなのだ、ということをやまず言おうとしていることが明らかですが、ここにわざわざ自然科学との違いを引き合いに出して論じているところに、私は關心を持ちます。そしてここに、加藤との違いが浮かび上つてこようかと思ひます。もちろん加藤はこのとき四十三歳、当時としてはすでに大家の風貌を示しております。この政治思想界一方の雄の啓蒙的な警世の論と、まだ二十四歳、一介の留學書生の「転学の願書」とを、同じ次元で比較するわけには行きませ

ん。しかしそれにしましても、加藤はこの「願書」の半年後、十二年十一月のある草稿の中でこんなことを記しています。「只天地万物一個の万有法に従つて追々進化すると思う。その証拠は明らかなり。進化論なり。」それから十五年の『人權新説』におきましても、「万物法の一個の一大定規たる優勝劣敗の法則」というような形で、進化論によつて直接に、現実の支配や權利の關係を説明しようとしています。これに対して、陳重が「物理化学ノ類ニ至リテハ、……天為一定ノ法」つまり自然法則によるものだが、法律の学は「悉ク人為ニ係ル」、と捉えていることは顯著な対照とみてよいと思います。もっとも、この点を強調しすぎることは問題でありまして、加藤は生物学上の進化論そのものを取りあげてこれを社会に適用することを勧めている。これに対して穂積は、物理化学における法則性を問題として、これがいきなり社会に適用できるものではないと言ふ。そこでは進化論そのものについては語っていないのです。

とにかくここで、陳重は自然科学的方法論をきわめて高く評価しながらも、法律学に対しては物理化学とは異なる方法論の必要性を強く自覚しているわけですが、このことをもう少し進化論に引き寄せて知りたいと思つておりましたところ、彼がなくなりました直後に学士会が編した追悼録の中に、化学者の桜

井錠二、陳重の後任に学士院長になった人ですが、専門を異にしたがら開成学校以来の親友中の親友、留学も共にして同じ下宿に住んだ、そういう人の思ひ出話を見出しました。長いので要約すれば、「ダーウィン、スベンサーの本を我々は愛読し、特に穂積は熱心に読んでいた。その頃から穂積は法律進化論というようなことを考え、進化ということは自然界の現象であり、法律は人事に関するものであるが、人間もやはり自然界の一部をなしている。どうしても法律についてやはり進化という風な変化がなければならぬということに気がつき、これを生涯の仕事にしたいと語っていた。自分もこれに賛成している。議論したけれど、ただ人事に関する法律等というものは、これに関する資料を収集整理することもなかなか大変であるが、自然界の現象と違い、要領を得ない材料を集めてそれから要領を得たような結論を出すことは非常に困難なことではなければならない。これは穂積もよく承知したことであり、私も始終そういうことを言っていた。穂積は非常に熱心でこういう方面の材料の収集に心掛けていた。こういうわけで、陳重がダーウィニズムの法律学ないし社会への適用ということをなんらかの意味において考えていたことは明らかですが、同時に彼が親友である化学者の忠言を得ながら、その間に方法的になかなか越え難い難関があるということを意識していたことも明らかで

あると思います。要するに、進化論が彼に与えたものは、加藤におけるような世界観や政治的立場の変化というようなものではなかった。それは学問の方法、どんなに拮据しても研究者としての姿勢であって、政治上のイデオロギーまで展開する要素は極めて稀薄であったと言わねばならないと思います。このことはさきほど申しました、「物ありて而後理あり理ありて而後学あるは万古不易の通則なり、法理の学に於ても亦然り」の言葉の中にもうかがえると思います。「物」があつてはじめて「理」がある。だからまず物Ⅱ「材料」を「収集」する。そして「要領をえない材料」から「要領をえたような結論」を模索する。彼の生涯の仕事ぶりはそういうものです。

彼は進化論そのものをなまな形で法律学の中に持ち込むのは難しいということを感じていた。ですから彼によって意識された「法律進化論」というものは、あくまでも法律進化論でありました。「法律もまた変わる、なんらかの内在的な要因によって、あるいはすぐ周辺の事情によって変わっていく」ということであって、「生物的進化論の原理」そのものによって変わっていくということはなかなか言えない、このことに気がついていたと思います。彼の論文の中で、「優勝劣敗」とか「適者生存」とかそういう言葉が出てまいりますけれども、それはどうもいわば一種の形容詞でありまして、きわめて初期の論文はと

もかくとして、全体としては論理の主軸にはなっていない。それでは論理の主軸になったものはないか。それは「歴史法学」、そして「比較法学」であります。法律の進化ということを認める。法律自身の中に進化の要因を求める。とした場合に、ことは当然、縦に言えば歴史的な、横に言えば比較的な視点ということになってまいります。この点から私がさらに感じますのは、「転学の理由」の第五であります、「独国新タニ仏国ニ勝チ、日耳曼連邦ヲ統一シテ帝国ト為シタルガ故ニ、新タニ公法ヲ改革シテ連邦一轍ノ法律ヲ制定セントス。之レ法学士ノ最も注目熱察セザル可カラザル時ナリ。」これは特に明治新国家の立法者に求められたところでしょうが、問題はそれからであります。「私法ヲ改革スルノ難キヤ公法ノ比ニ非ズ。故ニ法士中討論推議スルノ時ナリ。」こういう時期にドイツに留学するというのは非常に意義があるということです。そして「当時英國ハ法律静止ノ時ナリ。独国ハ当時法律改進黨ノ秋ナリ。之生ガ閣下ニ移住修學ヲ請フ最終因トスル処ナリ。」と、結んでいるわけです。

ここで私オヤツと思ったのです。「転学の願書」にここまで書かなくてもいいだろう、ただ統一法制定の実情をみるのが有意義だと書けば必要にして十分であらうと。それにもかかわらず、「私法ヲ改革スルノ難キヤ公法ノ比ニ非ズ」とまで言い

きっていることは、何か別に感じていることがあったにちがいない。おそらく、これこそ歴史法学・社会法学への関心を促した契機である。つまり民衆の日常生活に直接結び付いた私法、それは純粹の国家制定法たりうる性格がはるかに強い公法に比して、非常に複雑な重層性を持っている。歴史・慣習・地域・階層等々、そういった様々な面で過去への切斷しがたいつながりを持っている。したがってそれは、様々に違う。地域によっても違う、階層によっても違う、時代によっても違う、状況によっても違う。だから「私法ヲ改革スルノ難キヤ公法ノ比ニ非ズ」。どうも彼のドイツ法学に関する関心は、そもそものはオースティンの「分析法学」によって導かれたようであります。この時期彼は早くもその「法律とは国家の命令である」という単純明快な立場にとらわれていない。そして多様な社会規範の複合的な発展の中に法を位置づけ、それゆえにこそ立法事業の重要性を自覚している。こういう彼の終生の立場はこの時期においてすでに確立しているといつてよいと思います。それがドイツ転学を促した内容的な部分であったと言つてよろしいであります。

大変時間を取りました。そこですでに申しましたことの繰り返しになりますけれども、この「出発点」における「比較法学」、それは何であつたかと申しますと、直接には「連邦各法

を異にする」ドイツの歴史性・地域性、その中における比較であり、それから言うまでもなくイギリス法・フランス法・ドイツ法といった次元における比較であります。やがて彼の視点はさらに拡がります。彼自身が編纂いたしました民法典に関する明治三十七年のアメリカ学会における発表、「New Japanese Civil Code」これに副題がついております。「as material for the study of comparative statute」、「比較法研究の資料として」、これは単に「国際学会における発表だから」というだけのことではないでしょう。そしてこれに先立つものとして、三十二年にローターの国際東洋学会に招かれて発表した、「Ancestor Worship and Japanese Law (祖先崇拜と日本法律)」におきましては、たとえばギリシア・ローマ等における古代法・古代習慣・古代信仰等と日本におけるそれとを比較しながら、日本法の特異性と共通性、つまり日本における法律というものは決して異様なものではなく、世界的な法の進化の中に位置づけられてしかるべきものであり、その証拠には、ヨーロッパ法律の進化と日本における法律の発展とは共通している点も大変多い、ということを書いてあるわけです。さらに彼は、ウェスターマール・モルガン・フレーザーといった、当時最新の民俗学者・人類学者たちの成果を非常にこまかく勉強しており、これらの本にはいろいろな書き込みがあります。また別の面からいえば、タルドの

模倣論やロンブローゾの犯罪論などにも強い関心を示し、論文の中にもとりいれています。留学時代からくりかえし読んで来たザヴィニールやメインなどについてはいうまでもありません。とにかく守備範囲が非常に広い。というよりも、これを広げよう広げようと努力していたといえましょう。ですから、九巻を予定していた「法律進化論」が、彼の死によって三巻で中断されたことは別にして、かれがどのような結論を予想していたかは今日推測しがたい。というよりも彼の方法論はおそらく結論に達しがたいものではなかったかとさえ思います。そして、彼は自らこのことを覚悟していたでありましょう。あるいは彼の学問の最大の長所は、ここにあったのかもしれませんが。

雑感めいたことで恐縮ですが、一言つけ加えて結びに代えたくと思います。実は孫の私といたしましても、穂積陳重という人間はまことに捉えにくい。それは単に百年も昔の人というだけの理由ではありません。明治国家の形成期に、それとともに成長していった人間の息吹というべきものは、今日実感をもってとらえがたいのであります。例えば彼にとつての国家なり法なりというものは、現在我々がエスタブリッシュされたものを「体制」というような言葉でよぶものとは大分ちがうでありましょう。それはそれぞれの分野における人々にとって、もっと手づくりのものとして実感されたと、同時にこれに対

して、一つの選択についても大きな責任を実感したことでありましょう。

また角度をかえてみるならば、とにかく田舎侍の次男坊が命令によって突然上京、数年で留学して四・五年、大変なハイカラになって帰ってくる。その半面伊達の殿様に対しては実に忠義な侍でありました。歌舞伎が大好き、というよりも相当な見巧者だったのですが、たとえば寺子屋で松王や源蔵の忠義というようなことになりますと涙をボロボロ流し、もったつまらない講談種の芝居でも、君臣の義となると感激する。それは何も団十郎・菊五郎の芸に感じたというだけではない、どうにもならない実感だったようです。その証拠と申しますか、天領豪農の娘である妻の歌子は、そういう感覚を全くもっていません。団十郎はうまい、菊五郎はうまいというだけのことです。とにかく田舎侍丸出しの面と大変なハイカラと、この二つのからみが、面白いといえは面白いけれども、どうもよく分らない。本当にそういう人間がいたのだらうか、という感じであります。もっとまじめな話になりますと、一体何学者だったのだらうか。法学者にはちがいなかるうが、憲法学者でなし、刑法学者でなし、民法学者ともいいきれない。法制史ともちょっとちがう。イギリス法育ちなのにドイツ法への評価も人一倍高い。「そうすると、本人はいやがるかもしれないが、やはり法哲学

者なのかな」などと考えこんでしまうこともあります。もちろんそれは、今日の分類でいえば、ということですが。彼にとってはよいけいなお世話でしょう。当時にあつては、「法律の学たるすなわち社会学の一派にして」と、非常に素朴な総合性の下に学問というものが考えられ得た。細分化の一手手前の段階です。しかも人文科学・社会科学・自然科学の間の類推が、学問的方法として自由に行なわれえた、そういう時代であつた。

しかしそれにいたしましても、明治二十年代から三十年代になりますと、実定法の各分野においての専門研究者が次々に育つてきております。現に彼の立法活動の上における最も密接な協力者であつた富井政章・梅謙次郎というような人々は、それぞれの分野における実定法研究の個別的な専門家であります。こういう人達と陳重との議論というものが、どこでどう噛み合ったのだらうかという点に大変興味を持ちます。他方、活字に残っている限りにおいては、富井・梅といった人々には、穂積におけるような雄大な、あるいは余りにも雄大な、大胆不敵ともいふべき構想はない。要するに陳重は法律というものを「人間学」として捉えたいと、そういう姿勢があつたのではないのか、今の言葉として言うならばそういうことになるかと思うのでありまして、その方法として「歴史」と「比較」ということが意味をもつことになりましょう。

そして最後に一番問題になりますのは、そういう歴史法学あるいは比較法学、それがさらに視野を広げて人類学なり民俗学なり言語学なり、そういう方面と大きな係わりをもっていく学的関心と、その中における進化的発想と、それから一面において最も心血を注いだ立法論あるいは具体的な立法活動が、どこでどう結びつくのだろうかということです。立法を中心として見たばあい、その留金ともいふべきものは、結局はパンデクテン法学における体系的完結性への評価だったのではないでしょうか。二十年代後半から三十年代前半におけるの民法典編纂の過程において、彼が日本の慣行なり習俗なりを盛りこもうと努力したことは事実です。しかしそれが彼が軸にすえたパンデクテンの体系をゆるがすものでなかったことは、より大きな事実でありました。彼の最も尊敬したザヴィニーをまつまでもなく、パンデクテン法学の基盤には、「中世ローマ法」という歴史的蓄積がありました。そこにおいてすらパンデクテン法学の論理の独走が生じました。ましてこのような体系的蓄積のとはしい日本において、やがてその独走現象が生じたのは当然のことだったでしょう。「独法にあらざるば人にあらざる」といった言葉が、冗談半分にもせよ私の学生時代にも通用しました。このような「解釈法学」の全盛期を迎えようとする大正期において、晩年の彼が立法ということをどう考えて行ったのか、私

にはこれは全く分らないのでありますが、彼の追悼録の中で平沼騏一郎、と申しますと私には妙な印象が先に立つのでありますけれども、彼が陳重の晩年のこのことについて適切な指摘をしております。「法律、殊に法典は時勢に依って変わって行かねばならぬ。殊に自由法説のやうな觀念が発達すれば尚更そうであるが、しかしながら明文も変えて行かねばならぬ。」（臨時法制審議會（大正八年ころ）に関する平沼の回想に現れた陳重の見解）。「法律の進度と社会の進度の適応」という彼の出发点における関心が、最後までこういう形で立法論として貫かれていたということになるかと思ひます。

さかのぼってその中間における一例を見ましよう。彼は明治三十五年の大学院法理学演習に、「社会主義と法律との關係」というテーマをかかげ、上杉慎吉・牧野英一・永井亨・小川郷太郎・小野義一等、次の時代をになった人々から論文を提出させております。この時点においてこうした問題を取り上げているのは興味のあることですが、彼は社会主義のシンパだったというわけではありません。彼はむしろこれに対して共鳴しがたい面を感じていたであります。しかし現実これが世界的な社会現象としてはつきりと現れている以上、当然これを法律家として問題とすべきである。この視点はやはり彼らしい問題のとりえかたであつたであらうということです。

この年、彼は法学院の卒業式において「法律と社会の調和」と題して長い内容充実した講演を行なうとともに、三十六年から三十八年にかけて「電気と法律」「電気と刑法」「電話と法律」と題する力のこもった論文を書いており、いずれも「遺文集」ののっております。ちょうど電気や電話の普及発展期にあたるわけですが、「電気」も「電話」も「社会主義」も、実定法あるいは法原理との「調和」をもとめる新しい社会現象として、彼の強い関心をひいたものと考えられますのでちょっと申しそえます。

今後、一般的な問題としてお教えを受けたいと思いますのは、この歴史法学・比較法学的な問題の掘り方あるいは深め方と、立法論とが、どこでどう絡み合うのかということでありま。これは陳重の場合どうであったのかということだけではございませ。法学全体に外側から関心を持っている者として教えを受けたいと存ずる次第であります。

〔資料〕

1 穂積陳重（一八五十一—一九二六）略歴（明治一五年まで）（傍点筆者）

安政二年（一八五五）七月二日 伊予国宇和島藩に生る。

文久二年（一八六三）二月（八歳） 藩校明倫館に入り八年間漢字を学ぶ。

比較法学と穂積陳重（穂積）

明治三年（一八七〇）二月（一五歳） 大学南校貢進生として上京。
明治四年（一八七〇）一月一五日（一六歳） 大学南校入学。
明治九年（一八七六）六月一九日（二二歳） 法学修業のため英国留学を命ぜらる。

同年一〇月二日 ロンドン大学キングス・カレッジ入学。
同年一月七日 ミッドル・テンブル入学。

明治一二年（一八七九）一月（二四歳） 同右卒業。バリスト・アト・ローの称を受く。

明治一三年四月 ドイツ転学、ベルリン大学入学（二十五歳）

明治一四年（一八八二）六月一六日 帰朝。（二六歳）

同年七月二八日 東京大学法学部勤務

同年八月三日 法学部講師。

明治一五年（一八八二）二月一五日 法学部教授兼法学部長。（二七歳）

七歳

2 法理文学部学科課程前文（明治一〇年）

「法学部ニハ、旧開成学校ニ於テ既ニ実行シ來ルル法学課程ヲ以テ本部ノ学科課程トシ、更ニ改革ヲ加フルコトナシ。但シ、本邦現行法律ノ如キハ今改メテ正科ト為シ更ニ又本邦古代法律ヲ加フ。是レ近キヲ先キニシ本ヲ始メシムルノ意ニ出ルナリ。」

3 法学部学科課程 前文

明治一〇年「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ、旁ラ支那、英吉利、法蘭西等ノ法律大綱ヲ授クル事トス。但シ、本邦ハ法律未ダ完備セザルヲ以テ、現今専ラ英吉利法律及ビ法蘭西法律ノ要領ヲ学修セシム。」（傍点引用者。以下同様）

明治一二年「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ本旨トシ、旁ラ支那、英

吉利、法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルコトトス。」

明治一三年「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フル本旨トシ、旁ラ英吉利、

法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルコトトス。」

明治一六年「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フル本旨トシ、傍ラ英吉利、

仏蘭西、独乙等ノ法律ノ大綱ヲ授クルモノトス。」

4 綜理 加藤弘之の同書

「過般同置候改正学科目中、法・文学部第一年課程ハ法学通論（エ
ンサイクロペディア・オフ・ロウ）ノ学課目ヲ相加ヘ度、右ハ法律ノ
種類及其旨趣の大意等ヲ講授スルモノニシテ、法学生ノ為メニ当初
法律全体ノ大意ヲ会得セシメ、然ル後第二年ヨリ其ノ細目ヲ教導ス
ルノ目的ニシテ、今之ヲ加ルトキハ教導上頗ル其順序ノ宜キヲ得ル
モノニ有之、且方今ハ歐洲大陸ノ諸法律学校ニ於テモ、已ニ法学通
論ヲ最初ニ教導スルモノ許多ニ至ルノ状勢ニ有之候間、傍以テ右課
目ヲ相加ヘ度、然ルトキハ當ニ法学部学生ノ為メ裨益有之ノミナラ
ズ、又政治学ヲ専修スベキ学生ハ勿論、哲学ヲ専修スベキ学生ト雖
モ、法学通論ヲ政修致置候ヘバ、當ニ学識ヲ富マシムル而已ナラス、
其本科ノ講究ノ為ニモ裨益甚ダ少ナカラザルモノト存候条、此段相
同候。尤右ハ次学年ヨリ施行致度候間、至急御裁可相成度候也。」

明治十四年八月六日

東京大学総理 加藤 弘 之

5 東京大学第二年報（明治一五年）

穂積陳重

「本部ハ、習学年期ハ四ケ年ナリト雖モ、前学年迄ハ第一級ニ於テ
ハ、和英仏文学・作文・史学・論理学・心理学等、専ラ予備ノ学ノ
ミラ講授シテ、未ダ一モ法律ニ関スルノ科ヲ授クル事ナク、第二年
ニ至リ、始メテ法学科ノ教授ヲ始メシナリ。故ニ本学年ハ、表面ヨ
ソ四年ナレ、實際ハ三年ノ学習年度ナリ、甚ダ遺憾ニ堪ヘザル所ナ

リキ。然ルニ本年度ヨリハ、法学第一年ニ於テ法律ノ大体ヲ学習セ
シメンガ為メ、独逸国諸大学ノ制ニ倣ヒ、新タニ法学通論ノ一学科
ヲ置カル事トナリシカバ、今ヤ第一年級ニ於テ法律ノ総論・憲法・
行政・民法・商法・訴訟法・刑法・治罪法・国際法等ノ大要ヲ講授
スル事トハナレリ。」

6 法学部別課設立の建議（明治一六年五月） 穂積陳重ほか六名

「徒ニ学科ノ高尚ノミニ注意シ、便宜ノ点ヲ東閣シテ、社会ノ需要
ニ供スル能ハザルトキハ、街巷村落私学盛ニ起リ、終ニ法学部ヲシ
テ彼ノ英国法学部ノ覆轍ヲ踏マシムルニ至ランモ亦将タ知ルバカラ
サナリ。蓋シ往昔英国諸大学ニケハ法学部ノ教則タルヤ専ラ高尚ノ
学科ノミヲ教授シ、敢テ便宜ノ学科ヲ講習セシメザルヲ以テ、社会
ノ需要ニ供スルニ足ルノ学者ヲ養成スル能ハザリキ。於是乎学者相
奮テ一私学ヲ起シ大ニ法律学ノ皇張ヲ謀リ、高尚ノ学科ト便宜ノ学
科ト両ナガラ之ヲ講究シ、数多ノ学者ヲ養成シテ社会ノ需要ニ供セ
ンコトヲ勤メタリ、爾来該学益盛大ニシテ、英皇ノ特許ヲ得テ法学
院ト称シ、代言免許試験ノ如キモ皆ナ此院ニ於テ統理シ、遂ニ今日
ニ至リ愈其盛大ヲ極ム。同国諸大学法学部ハ、之ニ反シテ其範圍甚
ダ狹隘ニシテ学生モ亦甚ダ僅小ナリ。是其法律ニ志スモノハ概テ皆
法学院ニ入り、法学部ニ入ル者甚ダ少キヲ以テノミ。其萎靡衰頹ス
ル豈宜ナラズヤ。」

7 加藤より穂積への書簡

一外第十八号（朱書）

愈御健邁御在漸々御進歩之由拜喜之至ニ候、然レバ足下当夏留学
満期ニ付キ御帰朝可有之之趣ニ付テハ、法学教員之内へ任用イタシ
度条、右御承諾有之様候致度、果テ御承諾ニ候得バ可成八月中旬頃
迄ニ御帰朝之儀公望イタシ候条、至急何分之御報答有之度、此段御

照会致シ候也

明治十四年二月十五日

東京大学法文学部総理

文部省三等出仕 加藤 弘 之 ⑨

在独乙

人 江 陳 重 殿

8 穂積「泰西讞務律の解」〔講学余談〕所収—明治九年二月〕

「権の義たるや、至大至重にして、人生須臾も離るべからざるものなり。之を失う時は、及ち天賦の幸福を保有するをえす」

9 穂積「法理沿革史——法理学の起源」〔明法志林〕所収—明治四年九月〕

「物ありて而後理あり理ありて而後学あるは万吉不易の通則なり、法理の学に於て亦然り」

10 穂積陳重のドイツ転学の願書（明治二年五月一日）

「一、……徴生茲ニ法学院ヲ卒業セルガ故ニ独乙国ニ移ランコトヲ請フト雖モ、決シテ英国法律ノ学ヲ廃業スルノ意ニアラズ。否倍之レヲ研究セントス。……加之、独乙国ハ、最も比較法理ニ精シキヲ以テ、同国ニ於テモ盛シニ英国ノ法律ヲ論究スルノ風ナルヲ以テ英法研究ニハ十分ノ便宜ヲ得ベシ」

「一、前文既ニ独国比較法理学ノ盛ナルヲヘリ。他国ノ法律ヲ学バントスル者ハ、必ズ比較法論ニ困リテ、ソノ精神利害ヲ監スルニアリ。而テ英国人ハ、習トシテ自負矯慢、他国ヲ賤視スルハ風アルヲ以テ、欧洲諸国中比較法理ノ教法最も劣レリ。独乙国諸大学ニハ必ズ英仏法ノ科アレドモ英国諸大学中ニ一トシテ他国ノ法ヲ教ユルノ科ナク、書籍ニ至リテ僅カニ四五部ノ仏国法律書翻訳ヲ除クノ外（一部ヲ除^{（二）}ノ外当時尽ク絶版ニ保ル）、一部ノ外国法ヲ論ズルノ書

比較法学と穂積陳重（穂積）

アルコ無シ。之ニ反シ日耳曼、仏国ニ於テハ外邦ノ法ヲ論ズルノ書殊ニ多シ。且ツ独乙国ハ日耳曼聯邦各法ヲ異ニスヲ以テ、比較法理ヲ学ブニハ当時独乙国ニ及ブノ地アルコトナシ。教ニ英国ニアリテハ日（日耳曼——引用者）其他欧洲各邦ノ法律ヲ学ブヲ得ズ独乙国ニ移リテハ即チ其便ヲ得可シ……」

「一、英国諸大学教法ノ備ラザルヤ、実ニ甚ダシキ者アリ。法学院ノ興リテ現今ノ盛大ヲ致セシモ、皆諸大学ニ法学教法ノ全タカラザルニ因リテ起リシ者ナリ。而テ現今法学院ト雖モ、之ヲ独乙国諸大学ニ比スレバ数等ヲ降ルヲ以テ、当時諸学士大ニ英国法学教法ヲ論ジ、前司法卿セルボルン卿大ニ之ヲ憂ヒ、新タニ学校ヲ設クル議案ヲ英国上院ニ出スニ至レリ。今左ニ学事統計中ヨリ英国大学ト独乙国大学法学院ヲ掲掲シテ、独乙国法学科ノ整フヲ証セントス。

千八百七十九年大学暦ニ依ル独国ノ部数十大学中ヨリ、特ニベルリン、ストラスボルクノ二校ヲ挙ルモノハ、ベルリンハ最も大ニシテ備レルガ故ナリ。ストラルボルクハ普仏交戦後新タニ独乙属シ、最も新設ノ大学ナルガ故ナリ。其代諸大学教法大同小異ナリ。

	教師	数	法学	法学	一週時間
オクスホールド	六十余名	四名	四	不詳	
ケムブリッヂ	五十一名	三名	五		
ロンドン	—	二名	五	十時	
法学院	五名	五名	五	十時	
独乙ベルリン	二百十四名	二十名	六十一	百五十九時	
ストラスボルク	—	十二名	二十七	百十時	

……右ニ記載スル処ノ統計表ハ、以テ英国ニ法学科ノ備ラザル為メニ、学生大ニ益ヲ失フ処アルヲ示サング為ナリ。之ニ反シ独乙諸

大学ノ諸科全備シ、教師多クハ拔群ノ碩学ナル事ハ、独国学事統計中欧米諸国ヨリ独乙国ニ留学スル生徒四千人ノ多キニ上ルヲ以テ知ルベシ……且ツ日耳曼ノ風トシテ實際理論一致シテ、教師多クハ判官、議員、司法吏等タルヲ以テ、外国生ハ顧ル益ヲ得ル事多シ。独国ノ教法備リ、学生ノ便ヲ得ル如此……

「一、凡ソ法理ヲ学バントスル者ハ、必ズ其法律実施ノ国ニ移リテ之ヲ学ブヲ要ス。其物理化学ノ類ニ至リテハ、何地ニアリテ之ヲ学ブモ、同ジク天為一定ノ法ヲ学ブガ故ニ、英国物理生ノ学ブ所ノ重力ノ理ハ独国学ブ所ノ重力ノ理ト同ジク、化学モ亦然リ。故ニ転学專ヲ得ル処ノ者ハ、教法ノ不便精粗ノ帰スル者ノ如シ、法律ハ学ハ之ニ異リ、其学ブ処ノ者ハ尽ク人為ニ係ルヲ以テ、千態万状国毎ニ其制ヲ異ニス。故ニ他国ニアリテ之ヲ学ブ、最モ難シ。生等嘗テ我開成学校ニアリテ英国法ヲ脩ムルヤ、千思万考スルモ尚明解ニ苦シムノ点頗ル多カリシガ、今英国ニ来リソノ實際ヲ目撃スレバ、敢神思ヲ勞セズ、一目瞭然疑團忽チ氷解スル者多シ……」

「一、当時独国新タニ仏国ニ捷チ、日耳曼聯邦ヲ統一シテ帝國ト為シタルガ故ニ、新タニ公法ハ改革シテ聯邦ハ轍ハ法律ヲ制定セントス。之レ法学士ノ最モ注目セザル可カラザル時ナリ。加之、当時私法ヲ改編、聯邦同一ノ法ヲ為スノ議大ニ起ルト雖モ、私法ヲ改革スルハ難キヤ公法ノ比ニ非ズ。故ニ法士中討論推議スルノ時ナリ。故ニ生等ニ取り同国ニ移ルハ最モ益アルノ時ナリト為ス。而テ英国ハ公平法普通（法——引用者）ノ合併、訴訟法刑法ノ編典等ノ、法律ノ改革既ニ成リタルヲ以テ、当時法律上ニ改革等ノ事ナク、加之外憂日ニ興リ内政ヲ脩ムルヲ力メザルヲ以テ、爾今二三ケ年間ハ法律上ニ就テ格別ノ運動ヲ興サザルヲ信ズ。故ニ当時英国ハ法律静止ノ時ナリ。独国ハ当時法律改進ノ秋ナリ。之生ガ閣下ニ移住脩学ヲ請

フ最終因トスル処ナリ。」

昭和六一年五月二四日

早稲田大学比較法研究所公開講演会